

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正と業務量管理・健康確保措置実施計画について

1 法改正の背景と概要

◆法改正の背景

- (1) 教員は、依然として長時間勤務の状態が続いており、働き方改革が喫緊の課題となっている。
- (2) 令和7年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、「給特法」という。）について、以下の改正が行われた。
 - ア 教員の健康を守る法的枠組みの強化
 - イ 在校等時間の上限の明確化
 - ウ 教育委員会における業務量管理・健康確保措置の制度化

◆改正の主要ポイント

- (1) 給特法に業務量管理・健康確保措置（第8条）を新設。
 - 教育委員会は必ず、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、実施計画）を策定し、公表し、年度ごとに総合教育会議へ報告する義務が生じた。
- (2) 同時に、関連省令・規則も改正され、在校等時間の上限、計測方法、健康面談の義務等が明確化された。

2 文部科学省が示す「指針（改正）」のポイント

◆指針改正の目的

教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちへの教育の質を確保する国・教育委員会・学校・地域・保護者など、すべての関係機関で教育を支える体制をつくる。

◆指針の主な改正点（重要部分の抜粋）

- (1) 在校等時間と上限時間の明確化
 - ア 月 45 時間以内、年 360 時間以内が原則上限
 - イ 実態把握は客観的手法（ICT・タイムカード等）で実施
 - ウ 月 80 時間を超える場合は、医師の面談指導を義務化
- (2) 教員の業務の「3 分類」

教員が担う業務を以下に整理し、負担軽減の判断基準とする枠組みを提示

 - ア 学校以外が担うべき業務
 - イ 教員以外が積極的に担うべき業務
 - ウ 教員の業務だが負担軽減すべき業務
- (3) 教育委員会が必ず講じる措置
 - ア 在校等時間の把握・改善
 - イ 分掌見直し、事務分担の合理化
 - ウ 学校の組織マネジメントへの支援
 - エ 研修・出張・行事の見直し
 - オ 学校評価との整合性保持
 - カ 地域連携・保護者協力体制の構築

- (4) 実施計画に盛り込むべき事項（指針第2章）
具体的には、以下の事項を必ず定めることが求められている。
- ア 目標
 - イ 施策内容
 - ウ 実施方法
 - エ 進捗管理
 - オ 公表方法

3 教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画の概要」

◆計画の趣旨

- (1) 法改正・文科省指針に基づき、町内の小中学校における教職員の働き方を抜本的に改善し、教育の質を高めることが目的。
- (2) 「業務の精選」「DX推進」「外部人材活用」を柱に、本来業務（授業改善・児童生徒理解）に時間を振り向ける。

◆本町の勤務実態（課題）

- (1) 月平均在校等時間
 - ア 小学校→40時間、中学校→55時間（国の上限45時間を上回り固定化）
 - イ 年休取得：小学校14日、中学校9日（中学校が低水準）
 - ウ 高ストレス者：平均12%前後
 - エ 中学校で長時間勤務が特に深刻

◎本町において、勤務負担の二極化・固定化が顕著であり、改善が急務。

4 本町が設定する目標値（国の基準に準拠）

◆在校等時間に関する目標

- (1) 45時間以内の教員割合を100%へ（計画期間中）
- (2) 1か月平均の在校等時間を令和11年度までに30時間程度へ
- (3) 1年間の在校等時間を令和11年度までに360時間以内へ

◆働きがい・心身の健康に関する目標

- (1) 年休取得：15日以上
- (2) 高ストレス者：10%以下
- (3) 健康リスク値：前期・後期とも80以下を維持（全国平均100）

◎これらは国が提示する水準と整合する内容。

5 実施計画に盛り込む施策（案）

◆業務の精選（「3分類」に基づく見直し）

- (1) 通学路見守りの地域移行、放課後の校外見回りは警察・地域へ。
- (2) 行事・会議の軽量化、統合
- (3) 学校徴収金の標準化・集金の一元化等（令和12年度までの導入可否検討）。
- (4) 校内清掃・休み時間対応・HP更新の分担見直し

◆教員以外が担う業務の拡充（外部人材活用）

- (1) ICT支援員の計画的配置
- (2) SC・SSWの活用と校内ケース会議への100%参加
- (3) コーチングスタッフ配置、部活動の地域移行・連携

◆事務・校務のDX化

- (1) 連絡・文書・決裁・共有のデジタル化
- (2) 学校業務DXチェックリスト自己点検の達成率60%へ。
- (3) 成績処理の自動化、帳票削減

◆教育課程・日課表の見直し

- (1) 標準時数を大きく超えるカリキュラムの是正
- (2) 年度当初の準備負担軽減
- (3) 週当たり授業数の平準化

◆健康確保措置

- (1) 月80時間超で医師面接を義務化
- (2) 勤務間インターバル11時間の確保
- (3) ストレスチェック100%実施、結果を職場環境改善に反映
- (4) 年休まとめ取り（10日程度）の設定
- (5) 月4回以上の定時退勤日

6 進捗管理・公表・総合教育会議での扱い

◆年度ごとの義務

- (1) 在校等時間の実績を把握し、ホームページで公表（法定義務）
- (2) 総合教育会議への年次報告（法定義務）
- (3) 課題がある場合、学校長との面談・改善指導を教育委員会が実施
- (4) 本計画は毎年度末に進捗評価を行い、必要に応じて計画を見直し

◆総合教育会議の役割

- (1) 計画の進捗を確認し、町全体で教員の働き方改革を進めるための協議の場
- (2) 保護者・地域への周知の在り方も協議
- (3) 必要に応じて庁内部局（総務、福祉、子育て等）との連携を提言